工事担任者規則の一部を改正する省令

工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の表ＤＤ第二種の項中「毎秒百メガビット」の下に「（主としてインターネットに接続するための回線にあつては、毎秒一ギガビット）」を加え、同表ＤＤ第三種の項中「毎秒百メガビット以下のもの」を「毎秒一ギガビット以下」に、「インターネット接続のための回線」を「インターネットに接続するための回線に係るもの」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

（試験を免除する場合の手数料）

第十四条の二　電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）別表第二の総務省令で定める額は、試験科目の全部について試験を免除する場合にあつては五、六〇〇円とし、試験科目のうちの一部の科目について試験を免除する場合にあつては八、七〇〇円とする。

第十五条中「前条」を「第十四条」に改める。

別表第四号ＤＤ第一種の項中「毎秒100メガビット」の次に「（主としてインターネットに接続するための回線にあつては、毎秒１ギガビット）」を加え、同表ＤＤ第二種の項中「毎秒100メガビット以下の主としてインターネット接続のための回線」を「毎秒１ギガビット以下の主としてインターネットに接続するための回線に係るもの」に改め、同表ＡＩ・ＤＤ総合種の項中「毎秒100メガビット」の次に「（主としてインターネットに接続するための回線にあつては、毎秒１ギガビット）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年二月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にＤＤ第二種若しくはＤＤ第三種の資格者証の交付を受けている者又はＤＤ第二種若しくはＤＤ第三種の試験に合格し、養成課程を修了し、若しくは第四章に規定する認定を受け、かつ、この省令の施行の日後に資格者証の交付を受ける者が行い、又は監督することができる端末設備等の接続に係る工事の範囲は、この省令による改正後の工事担任者規則（以下「新規則」という。）第四条に規定する工事の範囲とする。

3　新規則第十条の規定の適用については、この省令の施行の日前におけるデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒百メガビットを超え一ギガビット以下の主としてインターネットに接続するための回線に係るものに限る。）の実務経歴の期間は、ＤＤ第一種、ＤＤ第二種又はＡＩ・ＤＤ総合種の端末設備の接続のための技術及び理論の試験科目が免除されるに要する実務経歴の期間（デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事に係るものに限る。）に通算することができる。

4　この省令の施行の日前に申請の行われた工事担任者試験の手数料の額については、なお従前の例による。